

## 第402回神奈川地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和元年8月1日(木)  
午後1時30分から午後2時40分まで
- 2 場所 横浜第2合同庁舎 神奈川労働局 大会議室
- 3 出席者

公益代表委員	石崎由希子、遠藤淳子、大西純、 千葉景子、盛誠吾
労働者代表委員	佐藤信也、佐俣光男、林克己、 林典子、山川眞一
使用者代表委員	上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、 鳥海衡一、西村明夫
- 4 議事
  - (1) 最低賃金改正にかかる関係労使意見について(陳述)
  - (2) 令和元年度地域別最低賃金改定の目安について(伝達)
  - (3) 神奈川県最低賃金専門部会の委員について
  - (4) 神奈川県特定最低賃金の改正、決定の必要性の有無について  
(諮問)
  - (5) その他

## 【事務局：専門監督官】

本日は、お忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、お願いいたします。

まず、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

お手元のA4黄色ファイルの会議次第の次からが資料となっております。

次に本日は、15名の委員のうち、15名の委員に御出席いただいておりますこと、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、審議会の開催に当たり、局長の荻原から御挨拶申し上げます。

## 【局長】

審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また非常に暑い中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月3日の審議会の場で諮問させていただいたところでございますが、昨日7月31日に、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して、令和元年度地域別最低賃金改定の目安について答申がございました。

本日は後ほどその内容につきまして、事務局から伝達・説明させていただきますが、全国加重平均で27円の引上げ、神奈川県につきましては東京、大阪、愛知、千葉、埼玉と同じく、28円の引上げという目安の提示になっています。なお、引上げ率に換算しますと全国では3.09%、神奈川県は2.85%となっています。

この目安は、現下の経済情勢や労使双方の意見を踏まえつつ、さらに働き方改革実行計画において示された各事項にも配慮した上で、公益委員見解として示されたものです。

委員の皆様方におかれましては目安の内容を御参酌いただきつつ、本年度における神奈川県最低賃金額の改正について御審議いただきたく存じます。

なお、7月25日に特定最低賃金の改正・決定の申出がございましたので、本日はその必要性についても諮問いたしますことを併せて申し上げます。

最後になりますが、私どもは事務局として円滑な審議がなされるよう万全を期してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、何とぞ御協力の程よろしくお願いいたします。

**【事務局：専門監督官】**

では、この後の進行につきましては、盛会長にお願いいたします。

**【会 長】**

それでは、最初に運営規程第7条に基づき、議事録に署名していただく方を、私の方から指名させていただきます。

私と

労働者側は 林克己委員

使用者側は 上谷委員

よろしく申し上げます。

では次に、関係労使の意見聴取に関し、関係労使の申出状況等について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

前回の審議結果を受けまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、7月23日までの期間を定め、意見聴取に関する公示を行いました。

結果、お手元の資料1にございますように、3件の意見書の提出がありました。

このうち、この場での意見申述を希望されまして、全国一般労働組合全国協議会神奈川、ユーコープ労働組合の2名の方がおみえになっています。

意見表明時間については、前回決定のとおりそれぞれ5分間とお伝えをしております。

なお、本日までに一般社団法人神奈川県商工会議所連合会様はじめ各団体から多くの意見書が来ておりますので、資料10に入れております。また、3,421名の方が署名された要請書が神奈川県労働組合総連合様からきておりますので、そのごく一部を参考に資料として最後に入れてあります。全体は、後ほど中央のテーブルに置きますので、御覧になっていただければと思います。

以上です。

**【会 長】**

それではこれから申述人の意見聴取を始めたいと思いますが、委員のみなさんよろしいですか。

**【各委員】** (異議なし)

**【会 長】**

では、事務局は順次、申述人の案内をお願いします。

(事務局がユーコープ労働組合の申述希望者安倍氏を案内する。)

## 【会 長】

それでは、これから意見聴取を行います。時間は5分間とさせていただきますので、よろしくお願いします。

## 【ユーコープ労働組合 安倍氏】

私は、ユーコープ労働組合書記次長の安倍栄子です。

ユーコープ労働組合は4,500名を超えるパート労働者を組織しています。生活協同組合ユーコープは、神奈川・静岡・山梨の3県で事業を展開していますが、その7割は時間給で働くパート職員です。

今やパート・アルバイトなどの非正規労働者は全労働者の約4割に達しています。家計を支える立場の労働者も非正規雇用となっていますが、その多くが最低賃金かそれに近い時間給で雇用され、「家計補助」的な考え方は通用しなくなっています。

2018年度の神奈川県最低賃金は27円引き上げられ、983円となりました。その影響率は約2割で、75万人の労働者の賃金の引上げに直接結びついています。時間給で働く人の多くはパートやアルバイトなどの非正規労働者で、圧倒的多数は労働組合に組織されていませんから、労使交渉によって賃金が引き上げられることはなく、最低賃金の引上げによってしか賃金の引上げは望めません。そして、時間給で働く人はあまりにも低い時間給のために、ダブル・トリプルワークをしてなんとか生活をしている長時間労働者が多くいます。改定額の983円で月に150時間働いても15万円程度です。そこから、税金や社会保険料、水道光熱費を払うと残りは12万5千円と住居費や食費など最低限の支払いも厳しい状況となり、憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」は到底できません。2007年の改定最賃法には「生活保護との整合性」が明記され、労働者の生計費が補強されました。当時の厚生労働大臣は、「最賃は生活保護を下回ってはならない」と

国会答弁していますが、国は、最低賃金と生活保護とを比較する際の計算式を労働時間や勤労控除など5つのゴマカシを使って生活保護を不当に低く算出し、その結果、全国すべての地方で生活保護との乖離は解消したとしています。神奈川でたたかった最低賃金裁判でもこの算出基準は大きな争点のひとつとしましたが、被告である国はこの算定基準には一切触れず、最高裁は、上告棄却・上告申し立て不受理という不当判決を出しました。中央最低賃金審議会は労働者の生計費を考える際に、人事院の「標準生計費」を唯一の指標としていますが、私たちは持ち物調査や価格調査など手作業での最低生計費調査を行ってきました。首都圏、東北、九州、東海でも月額では23万円以上、時間額では1300円から1600円が必要である結果となり、健康で文化的な最低限度の生活を実現するためには全国一律最低賃金1500円以上の実現が必須であることが明らかとなりました。2018年度の神奈川県弁護士会の会長声明は、最低賃金と生活保護基準との逆転現象は解消されていないことを、具体的事例を挙げて言及しています。

神奈川県の最低賃金1000円が目前となりましたが、最低賃金が今すぐ1500円になれば、いままで我慢してきたもの、必要なものを買って、経済の好循環に役立ちます。

最低賃金の抜本的な引上げは、中長期的に見れば中小企業の経営に好循環を生み出します。現在の中小企業の実態を考慮すれば、支払い能力に困難を抱える中小企業に対して、国の責任による特別な支援が必要です。現在の「業務改善助成金」制度は生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額引上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するという生産性向上がセットとなった非常に使い勝手の悪い制度となっています。直接的な資金支援や社会保険料・税の負担軽減など実効性のある具体的な制度への見直しが必要です。

昨日、2019年度の地域別最低賃金の引上げの目安額が出ましたが、日本の最低賃金は主要国の中で米国に次ぐ低い水準にとどまっており、引上げは長年の懸案になっています。政府は経済財政運営の指針「骨太方針」で全国平均を「より早期に1000円に」と新たな目標を掲げています。参院選の各党公約も「全国平均1000円」「一律1500円」などとしています。

神奈川地方最低賃金審議会に置かれましては、中央での目安額に「いくら上乘せするか」の議論にとどまらず、神奈川独自の調査審議を尽くしていただくことを強く要望します。以上です。

【会 長】

はい、どうもありがとうございました。ただ今の御意見について質問がありましたらお願いいたします。

【各委員】 (質疑なし)

【会 長】

ありがとうございました。

では、次の方を呼んでください。

(ユーコープ労働組合の安倍氏は退室され、全国一般労働組合全国協議会神奈川の申述希望者米山氏を事務局が案内する。)

【会 長】

それでは、これから意見聴取を行います。時間は5分間とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【全国一般労働組合全国協議会神奈川米山氏】

全国一般神奈川の米山といいます。

沢口委員長名で意見書を出しております。それに沿って意見を述べたいと思います。

始めに、最賃を巡る情勢は今年に入って大きく変わってきております。そもそも日本の労働者の4割が非正規になっていて、神奈川だけでも166万と言われております。

影響率の関係ですが、民間の求人メディアの調査では、求人等の広告をチェックしていくと、53%が影響を受けている。ということは乱暴かもしれませんが、非正規労働者なり、正規でも最賃に張り付いている労働者の半数、80万以上の人達が最低賃金の決定によってですね、賃金の影響を受けている、それだけ重要な審議をやっているということで、是非とも神奈川最賃審議会で活発な議論をお願いしたいと思います。

一応(1)にいけますが、私たちの主張として、1500円を要望しています。時給1500円、これは人間らしく暮らせる最低賃金として1500円必要なんじゃないかと。神奈川に出していただいた資料、標準生計費ですか、122,170円、年金の積み立てとか等々もあって、これをイコール賃金とはとても言えないと思うんですけども、結婚して子供を育てるためにいくら収入が必要なのか、非正規どうしが結婚しても年収で300万円台がなくては育てて学校まで出すということは出来ないことは明らかですね。結婚の壁と言われておりますけれども、結婚も躊躇してしまう残念な現実があります。奨学金があるじゃないか、と言われてますが、皆さんもニュースで御存知のように、奨学金を借りても、卒業して返せない、自己破産する、親が連帯保証人になっているから親も破産するという現実も多々出てきていることが残念な現状だと思います。最低賃金がこれだけ多くの人達の賃金を左右しているということからすれば、単にセーフティネットというだけの考えでなく、次世代を、持続可能な社会を展望できるようなものとして、そういった責

任を負っているということを訴えたいと思います。

マーケットバスケット方式と書きましたが、静岡県立大の中澤先生が労働団体の全労連の協力を得てやった調査によれば、1300円から1600円、1500円ぐらい必要なんじゃないか、という調査も出ていますので、わたしたちとしては1500円を要求していきたいと思います。

日本商工会議所が意見書を出していて、「悲鳴が聞こえる」と書いてありますが、中小企業の現実は厳しいというのはわたしたちも理解します。ただ、その背景にはいろいろな問題があると思います。大企業には450兆円の内部留保が貯まっている問題とか、社会保険とかそういう負担が中小企業の経営に大きいという色々な問題があるわけです。政治的な決断をしていかないと最低賃金は成立しない状況になっていると思います。政府意向として政府目標を3%、これに沿った審議しかできていない、政策に沿った最低賃金になっている、その政策の是非まで問うていかなければいけなくなると、最低賃金の位置付け方を考え直していてもらいたい。日本の最低賃金の現状は全国で876円ですが、フランス、アメリカに比べると先進国の中では非常に安い、国際競争力だけを理由に日本の最低賃金が抑えられている、その基準として最低賃金がある、要するにそういう最低賃金政策という構造の中に落とし込まれているというのは、人間が人間らしく生きていくという考えからすればおかしいのではないかと思います。また全国一律はやっていかなければいけない問題です。今回目安は出ていますが、結局一律3%という目安の出し方だと、確かに上がっていますが、現状でも一か月にすると3万8000円、年間で45万くらい鹿児島と東京で差がついてしまう、これだと東京に行きますよ、このように賃金に格差があるのは一極集中を招く、地域社会の限界村落とか言っていますが、地域社会が成立しなくなっている、ということがあると思います。外国人が入ってきていますが、外国人に移動の制限をしているわけで

すから、中央と地方の賃金格差を強要しているのは、外国人労働者が日本に来て人手不足を担ってやっていく中で、共に生きていく社会を作っていくうえで、いきなり1500円は無理にしても、最低賃金を一律にしていくという考え方を浸透、展開させていかないと、全国一律の最低賃金という労働側の要請によって、その解決策として目安は出てきたわけですが、結局その目安が格差を拡大している問題点について痛切に反省していただきたいと思います。

最後に最低賃金審議のあり方は原則公開です。聞く話によると労働局がこの最低賃金審議会の事務局をやっているということですが、そこから出されている資料の中で個人情報に関わる資料は出していない、非公開の理由はそれだけじゃないかもしれませんが、最低賃金を決めていく審議をする以上、審議をする側が配慮すれば、そういう論議は別の場を設けましょう、傍聴人は出て行ってくださいということもあろうかと思いますが、専門委員会の議論も原則公開でやってほしい、労働者側と経営実態の論議がかみ合わない、目安でその根拠が示されていれば、ああでもない、こうでもないと言えますが、根拠のない目安を基準にして可能か不可能かどうか議論するのは最低賃金の議論じゃない。団体交渉でももっと労働組合が踏み込んだ議論をやっています、そういう議論に近づけていく、労働組合の無い、非正規の方々の賃金を預かっているわけですから、そういう自覚を持ってやっていてもらいたいと思います。最終的には国民の知る権利を阻害している、そのへんの自覚をお願いしたいと思います。労働局との交渉もやってきたわけですが、前回や今日出された資料はインターネットで公開していく方向だということで、そういう意味では一步前進かと思いますが、ここでの審議についても議事録を公開していく方向で、本会議だけだとお伺いしましたが、そういう中では今までと比べていくらか前進だと思います。そういう意味では国民の検証を受けながら、是非責任を持って、多くの人たちの賃金を、現状の中で最善の賃金をどうしていくか積極的

な議論をお願いして、私の意見を終わります。

【会 長】

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの御意見に対して、委員の皆様から何か御質問とかありますか。

【各委員】 ( 質疑なし )

【会 長】

どうもありがとうございます。

以上をもちまして、関係者の意見聴取は終わりとします。

( 全国一般労働組合全国協議会神奈川の米山氏が傍聴人席に着席される )

【会 長】

では、次の議題は令和元年度地域別最低賃金額改正の目安についてです。これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

先ほど局長の挨拶にもありましたが、昨日7月31日に開催された中央最低賃金審議会において答申がございました。

資料2には厚生労働大臣から中央最低賃金審議会宛ての諮問文を載せてございます。

答申文につきましては、資料の3の(1)に答申文の写しがございますので御覧ください。

本答申では、地域別最低賃金額改定の目安について、金額に関し意見の一致をみるに至らなかったとし、地方最低賃金審議会におけ

る審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を提示するとされており、地方最低賃金審議会において、公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するとされているところです。

また併せて、4として「中小企業・小規模事業者への思い切った支援策を速やかに実行するよう政府に対し強く要望する」、5として「行政機関の発注時における特段の配慮を要望する」と答申されております。

資料3の(2)を御覧いただきますと、こちらに公益委員見解がございます。

これによりますと、Aランクの神奈川県の上昇額の目安は28円とされ、公益委員見解をまとめるにあたり、2の から まで列挙しまして、例えば賃金改定状況調査結果第4表のうち、特にDランクの賃金上昇率が、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大であること、春季賃上げ妥結状況が高い水準であること、消費者物価の上昇傾向が続いていること、有効求人倍率や就業者数の増加傾向、失業率の低下、倒産件数の減少に触れまして、最低賃金引き上げが雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないことなど、これら様々な要素を総合的に勘案して検討を行ったと示されております。

続きまして、資料3の(3)小委員会報告には、労働者側見解と使用者側見解がまとめられております。

労働者側見解では、地域別最低賃金額の最高額985円で年間2,000時間働いても、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円に届かず、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」に足る水準としては充分とはいえないとし、本年の示す目安によって800円以下の地域別最低賃金をなくすとともに、Aランクは1,000円を超えていくべきである、加えて、深刻さを増す人手不足を背景に、各都道府県の地域別最低賃金の水準差が、働き手流出の一因にも

なっており、とりわけDランクを上げるべきであると主張したと書かれております。

地域間格差については、最高額に対する最低額の比率の改善のみならず、金額差を縮めるべきであり、あわせてランク間差も是正すべきであると主張したということでございます。

さらに、中小・小規模事業者の経営環境の基盤整備にむけた政府施策が早期に確実に実施されることを要望され、また、消費税増税の対応として、最低賃金の改定と同時期に引き上げられることも踏まえ、消費税増税の影響を本年の目安にどのように勘案すべきか公労使三者で議論するべきであると主張されたということでございます。まとめとしまして、これらの主張が十分に考慮されずに取りまとめられた公益委員見解については不満の意を表していらっしゃいます。

一方、使用者側見解では、中小企業を取り巻く経営環境について、先行きに対する不安は根強く、中小企業の労働分配率は70%台で推移し、限られた利益の中から極めて高い割合で賃金原資を捻出しており、支払い余力は非常に乏しい状況にある、また、従業員30人未満の企業における全国平均の影響率は、2012年度の4.9%から、2018年度は13.8%と6年間で急激に上昇しており、地域別では、神奈川が25%を超え、青森や鹿児島、大阪でも20%前後に達している、多くの地域で地域別最低賃金近傍に多くの労働者が張り付いており、最低賃金の引上げが中小企業に与える影響が極めて大きいことは明確だ、と主張されております。併せて、強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断すべきであって、生産性の向上や取引適正化への支援等によって、中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい労働環境を整備すべきと主張されております。

最後に、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法第9条に基づく3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視した審議をすべきであって、明確な根拠に基づいた目安を提示す

べきであると主張されまして、労働者側と同じく公益見解に不満の意を表していらっしゃると思います。

答申関係については以上です。

続きまして、本日の資料について説明させていただきます。

資料4及び5は目安に関する小委員会に提出された資料となり、資料5の(1)が令和元年賃金改定状況調査結果になりますので、こちらを御覧ください。

表紙をめくっていただき、「調査の概要」にありますように、この調査は、昨年6月と本年6月の月間所定労働日数、1日の所定労働時間数と所定内賃金額を調査し、そこから賃金の上昇率を算出したものとなっています。

今年度の調査におきまして調査方法の見直しがありましたことは既に委員の皆様には御説明しておりますが、この点につきましては、昨年が約4,000事業所に雇用される約33,000人の労働者の方の賃金に関する集計であったのに対し、本年調査では5,009事業所の43,939人の労働者の方の賃金に関する集計を行っておりまして、より多くの集計ができましたことから、全体としては結果精度の向上になったと考えております。

1枚めくっていただきますと、第1表ですが、今年の1月から6月までに賃金の引上げを実施した、あるいは引き下げた事業所割合が示されております。Aランクでは、6月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合が51.0%となり、賃金の引下げを実施した事業所は1.0%となっております。業種別にみますと、製造業と宿泊業・飲食サービス業が45%前後である一方、卸売業・小売業や医療、福祉は55%前後とこちらの方が10ポイントほど高くなっております。特に、医療・福祉はB、Cランクのところでは1月から6月に賃上げをした事業所の割合が70%台となっております。こちらの表の一番下の「計」の欄が2段書きとなっております。昨年まで第1表から第3表までは復元した数字を用いていなかったこ

とをお伝えしておりますが、昨年の合計の数字を復元した値が括弧内の数字で表されております。

続きまして第2表です。こちらは賃金の平均賃金改定率についてランク毎にまとめたものとなっております。Aランクの産業計は2.6%となっており、産業別で見ますと、「宿泊業、飲食サービス業」が3.7%となり一番大きな数字となっております。賃下げは、産業計でAランクは-2.9%でございます。

第3表は賃金引上げ率の分布の特性値になりますが、Aランクは、産業計では、第1四分位数は1.3%であり、中位数では2.4%となっております。

めくっていただいて、こちらが先程の使用者側委員の意見の見解にもございました、第4表です。一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の表となっており、は男女別、は、一般・パート別、就業形態別の表となっております。

の表を御覧になっていただきまして、Aランクの男女計の産業計で賃金上昇率をみますと1.3%で、去年は1.4%ですので0.1ポイント下がっております。男女別にみますと、男性が0.9%と去年の1.2%より0.3ポイント下がり、女性は1.9%と去年と同じとなっております。

産業別にみますと、「医療、福祉」を御覧になっていただきたいのですが、Aランクでは、今年3.3%、去年が1.2%ですので大きく上昇しています。但し他の産業では総じて去年に比べポイントは下がっている状況にあります。

次に の表を御覧ください。Aランクでは一般労働者は1.0%と去年は1.5%ですので0.5ポイント下がっておりますが、一方パート労働者は1.8%で、去年の1.3%より0.5ポイントあがっております。

この中で一般男性のAランク「その他のサービス業」で-0.2%となっており去年は1.2%なので、かなり下がったという結

果が出ております。一方パートは昨年0.4%であったところ本年は2.4%と大きく上昇しております。

次ページ以降、参考1から参考5の表がついていますが、こちらは第1表から第4表までの集計結果を県庁所在都市と地方都市の区分別にしたものになりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

資料5の(2)には、生活保護関連の資料がまとめられています。こちらの3ページに、都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額について書かれている表がございます。神奈川は平成29年度データに基づく乖離額は-113円、これに昨年度の引上げ額である27円を加えた最新の乖離額が-140円となっています。

資料5の(3)は地域別最低賃金額、未満率及び影響率のランク別の推移の資料となっております。先ほども少し触れましたけれども、Aランクの影響率は平成20年度から30年度まで、26年度は若干下がってはいますが、それ以降、影響率は徐々に高くなっているのがおわかりになるかと思えます。

次、資料5の(4)は、全国の都道府県別の賃金分布図に関する資料になりますが、Aランクの都府県についてのみ抜粋し載せております。最初が一般と短時間労働者の総計で、次14ページから15ページが一般労働者、27ページから28ページが短時間労働者です。一般労働者と短時間労働者の賃金分布図を見比べていただくと、短時間労働者の方は最低賃金近傍に多く張り付いている状況が見えてくると思えます。

資料5の(5)は内閣府が発表しました本年6月の月例経済指標になります。

そこで、資料7の(1)を御覧いただきまして、こちらは7月の月例経済報告になりますが、1枚めくっていただくと6月月例と7月月例の主要変更点が載っております。下線部が変更箇所となりますので、後ほど御確認いただければと思えます。

新聞報道にもありますように、「月例経済報告」が景気判断を「緩やかに回復」と総括するのは、2018年1月以来1年7か月連続しております。

行ったり来たりで申し訳ありませんが、資料5の(3)に戻っていただいて、先ほど影響率が少しずつ高くなってきていますとお話しましたが、めくっていただきますと、地域別最低賃金の未満率、影響率ということで、2ページ、3ページに都道府県ごとの数字がでてきております。2ページは平成30年に実施しました最低賃金に関する基礎調査の結果で、3ページは平成30年の賃金構造基本統計調査の特別集計の結果となっております。基礎調査を御覧いただきますと、未満率が東京は3.3%、大阪は2.9%ですが、神奈川は1.5%という数字になっております。影響率は、御覧になっていただいておわかりのように、大阪は19.4%、東京は11.6%ですが、神奈川は25.6%と高い数字になっております。次めくっていただきますと、3ページが賃金構造基本統計調査の結果ですが、未満率は、大阪が2.8%、神奈川は2.4%、東京は1.5%となっております。

**【西村委員】**

すみません、資料の題目とページ数を言っていただけますか。

**【事務局：賃金室長】**

はい、資料の5の(3)になります。未満率と影響率の表がございます。こちらの資料の2ページの基礎調査の結果では、未満率が東京は3.3%、大阪は2.9%、神奈川は1.5%、影響率は、大阪は19.4%、東京は11.6%、神奈川は25.6%となっております。3ページの賃金構造基本統計調査の結果では、未満率は、大阪が2.8、神奈川は2.4、東京は1.5、影響率は、神奈川は8.6、大阪は7.5、東京は3.4となっており、グラフを見

ていただきますとおわかりになるとおり、神奈川の影響率は他の都道府県と比較しますと高くなっております。

資料5の(6)は、厚生労働省と中小企業庁から出された中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルということで、その内容や関連する相談窓口を御紹介しているものになります。後ほど御覧になっていただければと思います。

資料5の(7)ですが、これは第1回目の目安に関する小委員会で委員の方より要望がありました追加資料になります。1ページから2ページが高卒者の初任給関係の資料、3ページから4ページがパートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額・下限額がランクごとに書かれています。募集賃金平均額は、神奈川でみますと令和元年5月が1,183円で、東京は1,177円です。平成30年平均、今年の4月、5月をみましても神奈川の方が高くなっているということです。募集賃金下限額を御覧になっていただきますと、こちらも神奈川の方が東京より若干高い金額となっています。ちなみにここで資料8を御覧になっていただきたいのですが、神奈川県と隣接する東京都、山梨県、静岡県の本年4月の求人票の所定内時給の上限と下限の平均値、及び求職者の希望時給額の平均値の分布表をつけてございます。こちらの3ページは事務、販売、生産工程ごとの川崎や渋谷、大森の安定所の求人の上限・下限額、希望する賃金時給額を載せております。4ページは同じく静岡と隣接する松田所、小田原所や沼津所などを比較しております。5ページは相模原所、町田所などの比較です。

それでは、資料5の(7)に戻っていただき、5ページが連合、経団連が集計した春季賃上げ妥結状況となっております。連合の第7回最終というところでは、規模ごとに賃上げ率が載っておりますので御確認いただければと思います。めくっていただきまして、6ページが地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移表です。平成30年度は最高が東京の985円、鹿児島が761円で格差は

77.3となっております。資料7には日銀横浜支店発表の経済概況もつけております。公益財団法人神奈川産業振興センターで記者発表した、今年4月から6月にかけての神奈川県中小企業景気動向調査結果もございましたので参考までに載せております。御覧になっていただければと思います。

資料については、以上です。

【会 長】

はい、たくさんの資料でしたが、以上の説明について何か質問がございますか。

【各委員】 (質疑なし)

【会 長】

よろしいですか。それでは、次の議題に移りたいと思います。専門部会の委員についてです。地域別最低賃金の改定につきましては本審が終わりました後、専門部会を開きましてそこで御審議をいただくということになります。

専門部会の委員は、前回の審議において、従来どおり9名とすることとされております。

委員任命の状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

神奈川県最低賃金専門部会の委員につきましては、前回の第401回審議会で、各側3名ずつ計9名とする旨決定されておりますので、最低賃金法第25条第3項に基づき、7月3日から7月16日までの間、関係労使からの推薦に関する公示を行いましたところ、労働者代表委員につきましては5名、使用者代表委員につきましては3名の推薦がありました。

また、公益委員につきましては、本審の5人の委員の皆様と御相談させていただきました。

専門部会委員は局長が任命することになっておりますので、総合的に判断し、資料6の名簿のとおり、9名の方を任命させていただきましたので、御報告申し上げます。

#### 【会 長】

はい、では次に、本年度の神奈川県最低賃金の在り方について、労使双方の基本的な考え方を伺いたと思います。

まず労働側委員からお願いします。

#### 【林委員】

本年度の審議もよろしくお願い申し上げます。

労働側の基本的な考え方ですが、先月の審議でお示したことと変わっておりません。

繰り返しになりますが、現在の神奈川県の最低賃金の水準は983円でございますので、所定内労働時間換算でも年収換算で200万円に達していないという状況を重くみております。

連合の調査結果であるリビングウェイジということであれば、単身者の神奈川県での生活水準は時給1,080円以上必要だということも出ておりますので、そのことも踏まえた議論をさせていただきたいと思っております。

経済の好循環を確かなものにするために、GDPの6割と云われている個人消費を拡大していかななくてはならないことは必要だと思っておりますし、今年特有であれば、10月に消費税の引上げがありますので、そのことも踏まえた賃金の引上げが必要だと考えていますので、本日示された目安を踏まえながら議論させていただきたいと思っております。

以上です。

【会 長】

では、次に使用者側委員お願いします。

【上谷委員】

最低賃金は、先ほどから出ておりますように、中小企業・小規模事業に大きな影響が出ます。神奈川県は影響が出る企業・事業者が多い中で、ぎりぎりで行っている会社もあります。そういった中で、これから最低賃金を決定していかなければいけないわけですし、それにあたっては適切な根拠に基づいた改定額が必要だということを、一貫して申し上げてきております。

最低賃金法の趣旨に則って、各種の資料、統計、水準をみながら決めていくことになるのですが、最低賃金を守れなかったときに罰則が適用されるという制度の趣旨を見たときに、こういった統計、数字を根拠としてひろっていくことが適切であるのか、場合によってはあまり適切でない、そういったことも含めて、使用者側の考えをこれから披露させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】

はい、どうもありがとうございました。

次に神奈川県特定最低賃金の改正・決定の必要性についてということですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局：専門監督官】

それでは、まず局長から諮問させていただきます。

【局 長】

よろしくお願いいたします。

局長から会長へ諮問文を手渡し

【会 長】

ただ今、局長から諮問を受けましたので、事務局は諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：監察監督官】

諮問文読み上げ

【会 長】

では、諮問に関して、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

7月25日、特定最低賃金について2件の改正申し出と3件の新設申し出がございました。資料9の(1)を御覧ください。

改正が、塗料製造業と鉄鋼業、共に労働協約ケースで合意比率は3分の1を越えております。

次、めくっていただきまして、資料9の(2)になります。

こちらは新設決定の申し出状況になります。件名は省略させていただきますが、電気機械、一般機械、新車小売りの3件となりまして、一般機械のみ公正競争ケース、他の2件は労働協約ケースです。

労働協約ケースの合意比率はすべて2分の1を越えておりますので、いずれも昭和61年中賃答申の「新産業別最低賃金の運用方針」に示されている要件に合致しているということでございます。

公正競争ケースにつきましては、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹労働者について最低賃金を設置することが必要であることを理由とする申し出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者または使用者の全部または一部を代表するものにより行われるものであることとされておりまして、合意比率が概ね3分の

1 以上の場合、要件該当として取り扱うこととされ、一般機械は 39% ですので、要件に合致しております。

「新産業別最低賃金の運用方針」では、特定最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申し出が行われた場合、原則として当該決定等の必要性の有無について、最低賃金審議会に意見を求めることとされております。

従いまして本日 3 件の決定と 2 件の改正について、その必要性の有無について、意見を求めるために諮問させていただいたものです。

**【会 長】**

ただいまの説明について何か御質問などありますか。

**【各委員】** （質疑なし）

**【会 長】**

特定最低賃金に関する諮問につきましては、運営規程第 3 条に基づき特別小委員会で審議いただくこととなります。

今後の日程等について、事務局から調整方よろしく申し上げます。

それでは、その他に何かありますか。事務局から連絡事項がありましたら申し上げます。

**【事務局：賃金室長】**

この後の当面の予定を申し上げます。

本日は本審議会閉会后、休憩時間をはさみ引き続き第 1 回専門部会を開催させていただきます。

また、次回の審議会に関しましては専門部会の審議状況によることとなりますが、現時点では 8 月 5 日午後 1 時 30 分から第 403 回審議会を開催させていただくことを予定しております。審議状況

により変更される可能性もございますので、その際は事前に御連絡  
したいと考えております。

【会 長】

では、休憩時間は10分とします。  
そのほか、何か御質問はございますか。

【各委員】 (質疑なし)

【会 長】

なければ以上をもちまして第402回神奈川地方最低賃金審議会  
を閉会します。

(閉 会)